

◆ 書評論文 ◆

公害地域再生の環境学

清水 万由子 (京都大学大学院地球環境学舎 博士課程)

1. はじめに

水俣病公式発見から50年目となる2006年、環境再生に関する2冊が相次いで出版された。淡路剛久監修、寺西俊一・西村幸夫編『地域再生の環境学』と、磯野弥生・除本理史編著『地域と環境政策：環境再生と「持続可能な社会」をめざして』である。両書はともに、公害や環境破壊を経験してきた地域社会の「公害のないまちづくり」への、さらには「持続可能なまちづくり」への転換の道を模索するものである。両書はその道筋を「環境再生を通じた地域再生」として構想する。

グローバルレベルで生じる地球環境問題への対応を迫られる一方で、人々の生活の場である地域の環境を、誰が、どのような方法で、将来にわたり健全なものとして維持管理していくのかという足元の課題の重要性を両書は強調する。実際、日本は公害を克服したかのように言われることがあるが、現在でも公害病と認定されず補償を受けられない被害者が多く存在している。他方では、アスベスト問題など新たな公害事件が発生し続けている。さらに日本と同様の公害被害がアジア等の後発工業国でも繰り返されていることを考えるならば、本当の意味で日本が公害を乗り越えたとは言えない。両書の中でも繰り返し述べられているように、破壊された環境を再生させるための政策が正面から位置づけられてこなかったことは、公害を克服するための最も基礎的な条件を満たしていない状況とさえ言える。また、この間政府が推進してきた「都市再生」「地域再生」が、ともすると短期的な経済活性化のみを目的として、生活の場としての「再生」とは逆の方向を向いているの

ではないかという危惧が両書の背景にはある(『地域再生の環境学』[以下、『環境学』]監修者序文)。

両書は、環境再生を通じた地域再生がもつべき理念とそれを実現するための政策を提言すると同時に、地域再生をめぐる環境学の試みでもある。この学際的な試みが何を達成し、また何を課題として残しているかは、環境学という学問を求める多くの人によって議論されるべきであろう。両書には政策論としても検討すべき論点が多く含まれているが、環境再生政策論の体系化は、環境被害ストックの発生と再生についての理論形成があってはじめて可能となる。そこで、本稿では環境再生を通じた地域再生の理論的整理と、環境学の試みについての検討を行なう。

2. 両書の成立経緯と構成

両書の執筆者は、日本環境会議のメンバーが中心となっている。日本環境会議は学際的な研究グループ「公害研究委員会」(1963年発足)のメンバーを中心に1979年に設立されて以来、公害問題や環境問題に取り組む研究者、実務家、弁護士や医師、運動リーダー、一般市民などが参加して研究や政策提言を続けてきた組織である。『環境学』あとがきにあるように、日本環境会議の準機関紙である『環境と公害』¹⁾での環境再生に関する特集や研究プロジェクトの中で蓄積されてきた成果が、この2冊に集約された形になっている。なお、川崎の地域再生についてはすでに両書の執筆者の一部が永井他(2002)として研究成果をまとめており、両書と共通の問題意識に基づいた提言を行なっている。現場での調

査に基づいた膨大な研究蓄積がなければこのような本は生まれえないことは、これらの成果を一読して了解されるであろうが、そうした継続的かつ広範な研究の蓄積は、各執筆者の努力はもとより、日本環境会議のような現場に立脚した学際研究グループでの活動が背景にはあることにも留意しておく必要がある。

両書は、同じ環境再生を通じた地域再生というテーマを扱い、重複する内容を含みながらも、その性格を多少異にする。『環境学』は法学、経済学、生物学、都市計画など様々な学問による、地域環境再生へのアプローチが提示されており、「地域再生という総合的な目標を掲げた環境学を学際的な協働によって生み出そうとする」（『環境学』まえがき）意図を持った研究書である。したがって、結果的に日本の公害・環境問題を生み出してきた根本的な問題を論じようとする論考が集められたといえる。一方、『地域と環境政策』（以下、『環境政策』）は入門的な教科書のシリーズに収められていることもあり、大きくは環境被害と環境再生の諸事例と、それを分析するための枠組みから構成されている。第Ⅰ部「[原点]から環境再生を考える」と、第Ⅲ部「環境再生の担い手と制度」が全体的な問題構造やアクター（特に市民・住民）の役割について論じて、分析視角を提供する。読者にとっては第Ⅰ部、第Ⅲ部を手引きとして、第Ⅱ部を中心に集められた詳細な具体的事例から様々な課題や論点を汲み取ることが、著者から投げかけられた課題となるが、ほとんどの章が具体的事例を取り上げており、様々に活用できるように構成されている。以下ではまず、環境再生論あるいは地域再生の環境学が包含しうる問題群を確認するためにも、各章の概要を紹介しておきたい。

『環境学』では、序章（淡路剛久）で環境政策において環境再生を位置づけるべきことを歴史的な経緯を踏まえて提言しており、本書全体のメッセージが簡潔に提示される。1章（原田正純）・2章（除本理史・尾崎寛直・磯野弥生）では、今なお解決には遠い水俣病の歴史を政府の対応に関して批判的に振

り返る。そして、地域での患者のニーズを満たし生活の質を向上させるためには、公害患者が差別され排除されてきた水俣でこそ、公的な医療・福祉サービスだけでなく地域でのボランティアによる支援活動なども含めたコミュニティの再生が重要であることを訴えている。3章（磯崎博司）・4章（羽山伸一）は、ストック被害としての自然破壊を、本来の生態系が持つ循環システムへと回復させる必要性と、そのための自然管理手法について、各地の自然再生事例に言及しながら論じている。5章（西村幸夫）は、都市計画・建築学の立場から、2つのパラダイムシフトが求められると強調する。1つは、人口増大社会の都市環境「開発」から人口減少社会の都市環境「保全・再生」へという都市政策のパラダイムシフトであり、もう1つは、「どのような」都市空間が望ましいかだけでなく「どのように」望ましい都市空間が合意できるかという都市計画のパラダイムシフトである。補論1（塩崎賢明）では住宅ストックの偏在と低い質的水準の背景には、日本の都市計画・建築規制が長期的計画能力を持たなかったことがあると指摘し、住宅という生活環境の根幹を再生することなしに都市再生はないと説く。6章（中村剛治郎・佐無田光）と7章（永井進）はともに経済学からのアプローチであるが、6章は、ポスト工業化時代の大都市圏臨海工業地帯の再生には、知識経済の担い手をひきつける豊かなアメニティ形成や自然環境再生が求められることを論じる。7章は、自動車の外部費用の計測・評価問題から、それら外部費用が適切に負担されない道路交通政策の問題点とその転換に向けた指針を提示する。8章（大久保規子）は、オーストラリア²⁾が保障する情報アクセス権、政策決定参加権、司法アクセス権に準拠して日本の環境法制における参加規定を検証し、権利としての参加保障が環境配慮の実効性を担保する基本的条件であることを示す。補論2（山下英俊）は、四日市で相次いで明らかになった産業廃棄物問題を取り上げ、環境先進県と言われた三重県が廃棄物政策に関しては透明性を欠き、ストック管理に失敗していたことを明

らかにしている。以上の各章を受けて終章（寺西俊一・除本理史）では、環境再生を通じた地域再生が究極的には持続可能な社会づくりを目指すことを改めて確認し、その課題を総括する。

『環境政策』では、序章（磯野弥生・除本理史）で環境再生の基本的な考え方が示される。そして、第1章（関耕平・除本理史）で足尾を例にとり、問題を分析する基本的枠組みの提示を試みている。具体的には、「地域的環境経済システム」の分析によって地域環境資源の共同利用のあり方を軸に地域（ここでは渡良瀬川流域）の社会経済的諸関係の変容過程を明らかにしようとする。第2章（今松英悦）では、国土総合開発法下の地域開発政策の歴史的経緯を振り返るとともに、苫小牧東部開発とむつ小川原工業基地を事例に大規模開発の失敗と地域再生の困難さを地域経済構造の再構築の観点から論じる。第3章（除本理史・尾崎寛直・堀畑まなみ・神長唯・関耕平・矢羽田薫）は、大気汚染公害の未認定患者の実態調査をもとに、公害健康被害補償制度でカバーできないニーズをもった患者をコミュニティで支える「福祉コミュニティ」による「コミュニティ・ケア」の必要性を論じ、西淀川と尼崎での取り組みを紹介している。第4章（尾崎寛直）は、水俣病の発生以来患者と地域社会が直面してきた様々な困難の中で、患者と地域住民のつながりを回復するための取り組みに、水俣におけるコミュニティ・ケアの可能性を見出そうとしている。第5章（堀畑まなみ）は、豊島の産廃不法投棄問題における行政の失敗と、問題の背景として豊島のような過疎地域や一部離島といった条件不利地域が、不法投棄や処分場・処理場を受け入れざるをえない力関係の中にあることを指摘し、それを阻止する自治が問われるとする。第6章（畑明郎）は、続々と発覚する工場跡地の土壤汚染に対して、土壤汚染対策法が十分に機能していないことを、大阪・滋賀の複数の土壤汚染事件から指摘する。第7章（除本理史・山内昌和・香川雄一）は、川崎の沿岸埋め立てと工業地帯造成の過程を、第1章で紹介された地域的

環境経済システムの形成過程として分析し、そこでのキーアクターとしての漁業者の行動に特に注目する。第8章（相川泰）は、アジアにおける環境破壊による被害の実態の掘り起こしと被害者救済が、日本の公害被害者と支援者によって取り組まれていることなどから、政府・企業に比べて被害者、支援者、NGOなどの方がこれらの課題により有効に対応できると主張する。第9章（磯野弥生）では、以上で取り上げられた様々な問題の解決に共通する基礎的条件として、環境破壊の被害者や、環境利益を享受する主体である住民が、公害防止や環境再生のイニシアティブをとることができる制度の必要性をのべ、自治体による住民参加制度が充実されることが特に重要であるとする。

このように、両書の中で扱われているテーマは多岐にわたる。また環境再生の課題へのアプローチとしては、特定地域の環境被害や環境再生の取り組みに焦点をあてることで問題を浮き彫りにするものから、国レベルの制度や政策の歴史的経緯の総括や国際比較によってパラダイムシフトの必要性を論じるものまで多様である。このことは環境再生、地域再生という課題が豊富な内容と問題の広がりを持たざるを得ないことを反映している。しかし同時に、その理論的骨格が明確になっていなければ環境再生や地域再生という概念は無規定なものに陥ってしまう可能性もある。そこで、両書において「環境再生を通じた地域再生」論の理論的骨格のキー概念となる環境被害ストック概念の意味内容と、環境被害ストック概念を用いることの意義について検討することにした。

3. 環境再生を通じた地域再生と環境被害ストック概念

環境再生とは、「これまでの環境破壊の結果として累積されてきた各種の「環境被害ストック」の除去・修復・復元・再生への取り組みを通じて、深刻な破壊や喪失を被ってきた人々の健康や自然を取り戻し、そのうえに、「環境的な豊かさ（Environmental Wealth）」の実現につながる農村、都市、地域経済、交

通、そして住民や市民が主体となった地域社会（コミュニティ）の再生と創出をめざしていくこと」と定義される（『環境学』終章）。ここで構想される環境再生を通じた地域再生の道筋は、第1に環境被害ストックの除去・修復・復元・再生であり、第2に環境的な豊かさの実現につながる良質資産の形成、そして第3にエコロジ的に健全で持続可能な社会の構築である。両書では明示的に述べられていないが、この3つの段階を経る変化の核には、地域に存在する様々なストックの量的・質的变化とその利用のあり方の変化があるように思われる。それを両書の環境被害ストック概念を手がかりにして考察してみたい。

まず、両書が提示する環境被害ストック概念について、詳しくみてみよう。『環境学』では、現存する環境は過去の行為のストックの上に成り立つという基本的な考えに基づき、土壤汚染などにみられる環境汚染源のストック、大気汚染や騒音の原因となる道路や空港など人工物のストック、里山や河川などの自然悪化と破壊のストック、道路や高層建築による都市アメニティ破壊のストック、そして温室効果ガスの大気圏中での蓄積といった地球環境破壊のストックなどを「環境被害ストック」に含めている（『環境学』序章）。一方、『環境政策』では環境被害ストックを「環境政策の欠如や不備によって歴史的に累積してきた環境被害」（『環境政策』序章）と定義し、健康被害の地域的集積・累積、さらには地域コミュニティあるいは地域社会の共同性の破壊などをも含む視野の広いものと位置づけている。

両書における環境被害ストック概念の理論的基礎を提供しているのは、宮本憲一の「環境被害のピラミッド構造」³⁾と飯島伸子の「健康被害に始まる被害の連関」⁴⁾である。前者は地球生態系の変化や自然環境の破壊、アメニティといった問題が、健康障害や公害患者の死亡という公害問題と連続していることを示すものである。後者は健康被害が生活水準の低下や人間関係の悪化などを招く連関過程を示すものである。これらが示す種々の

「被害」の連関関係に基づき、両書は環境被害ストックを汚染物質や被害現象など様々な要素を同時に含む包括的概念としているのである。様々な要素が相互に関係し一体となって問題を生じさせていることを指摘するうえで、この二つの把握方法は重要な意味を持っている。ただ、包括的な概念規定が異なる性格をもつ要素を無差別に含むとすれば、その整合性は損なわれ、ゆえに体系的な政策論を展開することも難しくなる。何を根拠として環境被害ストックの構成要素を決定できるのか、なぜ個別の環境被害と言うだけでなく、ストック概念⁵⁾によって統合的に把握する必要があるのか、が明らかにされなければならない。そこで、環境被害ストックの各構成要素について、両書の記述に基づきながらその性格を吟味し、「環境被害ストック」概念構成の整理を試みたい。

1) 汚染物質のストック

環境問題にストック概念を用いる場合としてまず想起されるのは、水、空気、植物などを通じて蓄積された有害物質が、土壤や地下水の汚染として半永久的に蓄積し、継続的に人体や自然環境に被害をもたらすような場合であり、「ストック型汚染」「蓄積性汚染」「ストック公害」などと呼ばれる。これまでの日本の環境政策は、年々の汚染排出量を制御するといった汚染フロー対策であって、たとえ汚染フローの量が一定の水準まで抑制されても累積した汚染ストックは増加することになる（『環境政策』序章）という根本的な問題を抱えていることから、ストックに注目した環境再生政策が必要であると両書は主張する。すなわち、ストック型汚染の被害を緩和し、環境を再生するためには、被害原因としての汚染物質のストックの存在を認識し、その削減と浄化を行なう必要がある。地球温暖化問題のように、一般にストック型汚染と呼ばれない問題であっても、原因物質である温室効果ガスが大気中に蓄積するという意味ではストック型汚染という側面を持ち、地球の気候システムの損傷という意味では破壊された自然環境が蓄積される、すなわち自然環

境ストックの損傷という側面も持っている。ただし、被害の原因は必ずしもストック型汚染のみであるとは限らない。ストックされた汚染物質は、被害原因の一部である。

2) 人的被害のストック

汚染や環境破壊を原因として地域住民に健康障害や公害病が発生すると、当事者にとっては生命・生活が破壊されることとなり、彼らの生存権・生活権が侵害される。子供であれ高齢者であれ、そのような人権侵害が許されるべきではなく、地域社会の構成員である住民の生命・生活の損傷は、地域社会にとって必要な人的ストックの損傷でもある。というのも、様々な意味において地域社会全体の生活を支えるのはそこに生活する個人である。労働力として、政府や市場によって供給されない社会的サービスの供給者として、あるいは地域の文化的・環境的知識源として、すべての個人が何らかの意味で地域社会の担い手なのである。

3) 破壊された自然環境のストック

汚染された大気や河川、放置された里山や埋め立てられた海浜・河川などは、人間の作為／不作為によって本来の生態系の機能が破壊された状態にある。そのような破壊された自然環境ストックからは、人間が享受してきた様々な自然的サービスが部分的に供給されなくなる。清浄な大気や水などは生命維持に必要なだけでなく、生産活動のために、また自然との共生によって人間の生活を豊かにするためにも必要である。自然的サービスは人間の生活に不可欠であり、これを供給する自然環境ストックを健全な状態に維持・再生することもまた、重要な課題となる。

4) 都市施設と都市構造のストック

多くの人が都市的生活を営む今日、都市施設のストックは、人々の生活の質を直接・間接に規定する。都市施設ストックの建設・利用とそのあり方を規定する都市構造もまた、都市施設を建設する基盤として、制度・政策と連動しながらストック化していく。これらのストックは本来、生活の質の向上に資する

生産・消費活動のためにつくられたはずである。しかしそれらが特定の生産活動には効率的にサービスを供給してきたものの、人々の生活の質を高めるようなサービスを供給しない、生活の質を低下させるサービスを供給する、あるいはそのストックが存在することによって直接的に被害をもたらす、といったことを生じさせている。

5) 地域社会の文化と共同性の破壊

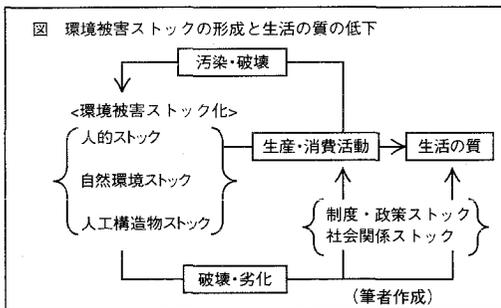
地域社会の共同性と言う場合、両書では主に社会関係⁶⁾を指していると考えられる。歴史的にその地域で形成されてきた社会関係が豊かであることが生活の楽しみとなるという意味では、社会関係のストックの多寡が直接的に生活の質を規定することもある。一方で、公害被害者となることで生活の自由が制限され、社会関係が悪化することは飯島が指摘する通りであるし、地域の社会関係によって被害が放置され深刻化する場合もある。また社会関係の蓄積が厚ければ、コミュニティ・ケアによって環境被害ストックが除去・修復されていく可能性もある。このように、環境被害ストック形成の原因と社会関係とは深く関係している。

また地域文化には物質的・非物質的なものがあるが、景観や歴史的街並みなど地域に固着した物質的文化財は4) 都市施設と都市構造のストックに含めるとするなら、非物質的文化には芸術家などのように人的ストックの中に存在する場合と、地域の習慣や伝統などのように社会関係の中に存在する場合がある。

両書で環境被害ストックとして例示されている以上の要素は、どのように再構成できるだろうか。まず、環境被害ストック総体が何に対して影響を及ぼすのかを考えてみると、それは人々（地域住民）の生命と生活の質（Quality of life : QOL）、あるいは善き生（Well-being）である⁷⁾。人的被害ストックや社会関係の破壊には、QOLの損傷・低下そのものと言えるものも含まれるが、原因と結果（説明変数と被説明変数）に分類するな

らば、原因（説明変数）は環境被害ストック、結果（被説明変数）は人々のQOLあるいは善き生である。

飯島伸子の「健康被害に始まる被害の連関」は、身体障害と生活設計の変更・生活水準の低下・人間関係の悪化を説明しており、ミクロレベルで健康被害が社会生活の破壊をもたらす経路を説明している。ただ飯島が捉えている被害の範囲は自然環境や都市環境の破壊を含んでおらず、限定されている。それに対して宮本憲一の「環境被害のピラミッド構造」は、地球環境の破壊から公害患者の死亡までを連続的に捉えるが、問題の範囲が広がりより複雑になるためか、原因と結果の関係を把握するうえで重要な被害間の関係が明らかではない。そのために、これに依拠する両書の環境被害ストック概念は羅列的提示にとどまっているように思われる。環境再生政策論を体系的に展開するためには、原因となる環境破壊行為から環境被害ストックの形成・蓄積を経てQOL低下へと至る連関について構造的に把握する必要がある。



その構造は、上図のようにそれを把握されるのではないかと。そもそも上述の2) 人的ストック、3) 自然環境ストック、4) 人工構造物ストックは本来生産・消費活動に必要な要素である。環境被害ストックの形成とは、これら3つのストックを利用する際に発生した汚染物質がそれらストックの中に蓄積し、また破壊されることによってストックが劣化・損傷することである。そのために3つのストックがQOLを高めるサービスを供給できなくなった結果、QOLの損傷・低下が生

じると理解できる。3つのストックを利用するとは、生産・消費活動に他ならない。生産・消費活動は制度・政策や地域の社会関係のもとで行われ、それらがストックの利用のあり方、すなわち生産・消費活動のあり方を規定する。

つまり、人的ストック、自然環境ストック、人工構造物ストックは、生産・消費活動を通して生活の質を規定する要素であるが、ストックの利用のあり方は制度・政策や社会関係によって変化する。このストック利用能力ともいべき制度・政策と社会関係もストックとして社会に蓄積される。生活の質を規定する3つのストックは、生産・消費活動におけるストック利用能力の不足によって、汚染物質や破壊行為が出現し、ストック中に蓄積する。こうして3つのストックの質・量が低下すると、これが環境被害ストック化する。環境被害ストックは、社会関係ストックにもマイナスに作用するという意味では、これらのストックは生産・消費活動を媒介にして連関している部分もあると言えるだろう。同様にあるストックの利用が他のストックの質・量に影響するというストック間の相互作用もありうる。

このように考えると、持続可能な社会の構築は、3つのストックの質・量が一定水準以上に維持されることが必要だと言えることができるだろう。この点についての詳しい考察は別の機会に行ないたいが、ストック概念を用いることで、環境再生を通じた地域再生から持続可能な社会への展開について理論的な示唆が得られるのではないかと考えている。

本稿では、両書と同じく地域 (local communities) を単位として、地域社会における環境被害ストックの形成とQOLとの連関について議論してきた。その中で、人的ストックの損傷がQOLを損傷・低下させるというのは同語反復のようでもある。健康被害を発生した当人にとっては、被害はQOLの損傷・低下そのものに他ならないからだ。ただしここで注意しておきたいのは、地域再生は地域社会の生活の質を向上させることを目指しているという点である。このことは、地域

社会の平均的QOLの維持向上が、個人の人権を保障するQOLの維持に優先するということを必ずしも意味しない。すべての住民が健康で文化的な生活を営むことを前提とした、善き地域社会のあり方を模索することが、地域再生の過程である。それはどう実現されるのか、という問いは、ストック利用のあり方をどう決めるのか、という問いにつながる。地域に存在するストックは、私有財産のみではなく、いわば共有財産（コモンズ）を含んでいる⁸⁾。コモンズとしてのストックをどのように利用すべきかは、制度・政策ストックと社会関係ストックの形成過程がそうであるように⁹⁾、地域社会の政治的・社会的決定によって決められる。将来世代を含むすべての住民の基本的な人権と、エコロジーの健全性を守るような、地域社会の共有ストック利用のあり方とはいかなるものか。この政治的・社会的決定をいかに行なうかが、実は環境再生を通じた地域再生、持続可能な社会の構築の核心にある問題なのではないだろうか。

5. 環境学の試み

両書が持つ意義の一つに、地域再生のための環境学の試みとなっていることがある。環境学は、しばしば相互に深い内部的連関を伴わない「寄せ集め」に陥りがちである。「寄せ集め」に陥る原因の一つは、研究者自身が各個別学問分野に固有の手法、理論、その前提となる人間観や世界観の内部のみでの整合性のみを追求し続けることにあるのではないだろうか。実際、環境学の構築を掲げた学科や学会が創設されても、個々の研究者が自らの研究手法や理論的枠組みを学際的な協働によって開拓しなければ、看板を変えたに過ぎない。「寄せ集め」を超える環境学研究とはどのようなものだろうか。

特に社会科学の立場からの環境学の定義については、少ないながらも示唆に富む議論が行なわれてきた。例えば石（2002）は、環境学とは何かという問いに対して、環境学は「細分化」「個別化」「閉塞化」しない何かであり、環境の状況変化を認知し、問題として抽出し、問題の解決を探求し、また新たな状

況を想定するという循環構造がその基本的枠組みであるとする。求めるための知識の求め方、扱い方（技法）を議論することによってアプローチする。『環境学』執筆者の一人である山下英俊は、学際的研究者の発展過程として（いわゆる「T字型モデル¹⁰⁾」に対して）「らせん型モデル」を提案した。問題解決を志向する各自の問題意識に応じて必要な手法を少しずつ習得していくことで、系統の異なる複数の手法の組み合わせによる創造性が発揮されるというものである（山下、2000）。武内・住・植田（2002）は、環境学を個別科学の環境へのアプローチを総合化したものであり、ネットワーク型研究が環境学の方法論のユニークさであるとする。総合化とは、AかBかを決めるのは個人の最終的な「診断」であり、そのためのフレームワークを個人が持つことであるという。

これらの議論をまとめると、環境学は第一に、問題解決を志向する学問であり、それゆえ社会（現場）にその出発点をおく。第二に、個別科学の手法や成果に基づきながらも、それが「個別」にとどまることなく多様に組み合わせられて構築される学問である。第三に、研究者自身の問題意識に基づく問題の定式化のされ方（フレーミング）と必要な手法の選択が、その環境学としてのフレームワークを形作る。寄せ集めでないということの意味は、特に第二、第三の点に関わることで、個別学問の手法や理論を集めてくる際に準拠する何らかのフレームワークがあり、それが研究者のオリジナルな問題意識に基づいて設定されるものであるということになる。

では、地域再生の環境学は「寄せ集め」を超えられているだろうかとの問いながら両書を見渡してみると、環境問題の重層的構造や、生活重視という基本姿勢といった問題意識が共有されていることは読み取れる。また環境被害ストック概念を用いた問題設定が両書の骨格をなすフレームワークであることも明らかだが、それが各章の分析や論述にどこまで内部化されているのか、言い換えればどこまで環境再生政策論、地域再生の環境学としてのオリジナリティが獲得できているのかと問

うならば、いまだ多くの課題があるように思われる。例えば、環境再生を通じた地域再生を推進する上での課題とされている推進主体、政策統合、費用負担と資金・財政措置という3つの論点（『環境学』終章）が環境再生にとって重要な論点・課題であるというだけでなく、それらが環境政策一般における課題であると言う場合とどう違うのかが明確にされること、つまり環境再生を課題とすることによって、これらの論点に対してどのような新しい含意が得られるのかを検討することが必須なのではないだろうか。また、個別科学のどの成果をふまえ、どのように組み合わせることで、環境再生の課題にアプローチする創造的な手法が得られたのかを明示しながら、環境再生を課題とする各研究者が自身の環境学者化の過程を意識して研究を進めることが求められるだろう。

6. おわりに

環境再生論、地域再生の環境学を確立していくためには、日本に限らず両書のような地域環境学研究が多く地域で取り組み、その成果を互いに学びあうことが重要である。評者の日頃感じていることに基づいて、今後の課題について最後に述べておきたい。

地域研究では遡ることができない時間を遡る、見えない関係性を見るということも時には必要で、情報収集の困難がつきまとう。ある地域に、地域研究の蓄積があることや地域史料が保存されていることは、大きな助けとなる¹⁾。実証的な地域研究の蓄積があつてはじめて、地域の再生や持続可能な地域社会の展望を議論することが可能になる。また、地域の物質的・非物質的ストックを完全に把握することはおよそ不可能であり、問題設定は無限に可能であるため、何らかの基準にしたがって扱おうとする事実を取捨選択せざるを得ない。この基準こそが前章で述べたフレームワークであり、個人の「診断」基準である。実証的研究の蓄積と理論的フレームワークの構築は鶏と卵のような関係といえる側面をもつのもかもしれないが、理論的仮説の検証という形で研究を蓄積していくよりほかなら

う。さらには、こうした地域再生の環境学研究が地域の現場にとっても積極的な意味を持つような状況を創るという実践的課題もまた、アクション・リサーチなどの形で研究者が引き受ける可能性が生まれている。環境学のもつ問題解決志向性は、研究者としてのアイデンティティの再定義を求めるであろう（井上, 2002）。

両書が地域の環境被害ストックに着目するのは、環境政策を展開する「場」の現況が政策にインプットされていないことに、現行の環境政策の限界を見ているからでもある（『環境学』序章）。環境被害ストックには、過去から現在に至るまでのあらゆる行為が、何らかの形で反映されており、そのストックの構成は地域に固有のものである²⁾。その固有性を明らかにすることが、地域再生の環境学の課題の一つであろう。

参考文献

- 飯島伸子（1993）『改訂版 環境問題と被害者運動』, 学文社
- 石弘之編（2002）『環境学の技法』, 東京大学出版会
- 井上真（2002）「越境するフィールド研究の可能性」, 石弘之編, 上掲書
- 植田和弘（2006）「環境の経済学的定義」, 環境経済・政策学会編『環境経済・政策学の基礎知識』, 有斐閣
- 宇沢弘文（2000）『社会的共通資本』, 岩波書店
- 武内和彦・住明正・植田和弘（2002）『環境学序説』, 岩波書店
- 永井進・寺西俊一・除本理史編著（2002）『環境再生—川崎から公害地域の再生を考える—』, 有斐閣
- 宮本憲一（1989）『環境経済学』, 岩波書店
- 山下英俊（2000）「環境学者の作り方—T字モデルからの脱却をめざして—」, 『環境と公害』29巻4号, pp.63-66

注

- 1) 1971年創刊の『公害研究』を1992年より改題した。
- 2) 環境問題における情報へのアクセス, 意思決

- 定への市民参加及び司法へのアクセスに関する条約。1998年6月国連欧州経済委員会において採択、2001年10月発効。
- 3) 宮本 (1989), p.99. ただし原文では「環境問題の全体像」。
 - 4) 飯島 (1993), p.83. ただし原文では「健康被害の被害に始まる関連被害図式」。
 - 5) 経済学では、ストックはフローの対概念であり、ストックがある一時点における貯蔵量であるのに対して、フローは一定期間に流れる量（インプットとアウトプット）であると考えられる。
 - 6) 社会関係は、社会関係資本 (social capital) の議論にもあるように、人間のつながり（ネットワーク）、そこで共有されている規範、相互信頼といったものも含む。
 - 7) 人間を価値の尺度とする人間中心主義に対して、健全な生態系がもつ固有の価値を強調する立場もあるが、ここではその立場に立たない。
 - 8) 宇沢弘文の社会的共通資本概念の議論が参考になる（宇沢, 2000）。
 - 9) ストック活用能力である2つのストックには、制度化されたものとそうでないものが含まれるため、正確な整理を必要とするが、ここでは立ち入らない。
 - 10) 「既存の分野で一人前になって、それから他分野へと広げて学際的な研究を行う」というような環境問題研究者の成長様式（山下, 2000）。
 - 11) 西淀川・公害と環境資料館（大気汚染）、清流会館（イタイイタイ病）、新潟県立環境と人間のふれあい館（新潟水俣病）など、公害地域で公害反対運動や裁判の記録を保存する動きがあることは、地域再生の環境学にとっても大きな意味がある。
 - 12) 環境を地域固有財として考える議論もある（植田, 2006）。